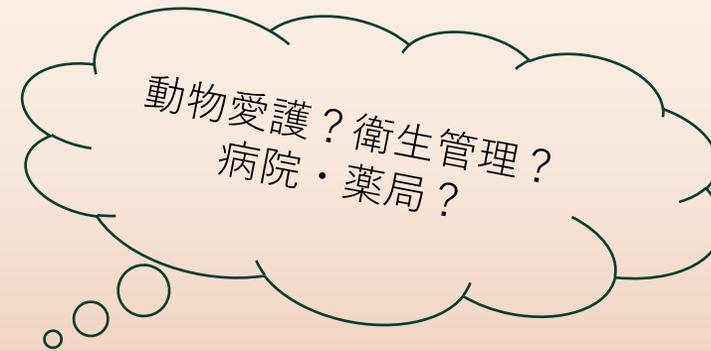


生活衛生課のお仕事

(獣医師)



組織体制

※R6.4.1時点

生活衛生課

課長（**獣医師**） 1名

医務薬務係

係長（事務）	1名
薬剤師	3名
事務	6名

食品衛生係

係長（ 獣医師 ）	1名
栄養士	1名
化学	5名
薬剤師	3名
臨床検査技師	1名
事務	4名

動物愛護管理係

係長（ 獣医師 ）	1名
獣医師	3名

※**獣医師**は食品衛生係に配属されることもあります

主な業務① 動物愛護管理係

概要

動物愛護管理法や狂犬病予防法等に基づく業務

やること

- ・ 飼い主等への適正飼養に関する啓発
- ・ 地域猫活動等の野良猫対策の推進
- ・ 犬の登録・狂犬病予防注射に関する業務 など

担当者談

鹿児島市では、市長のマニフェストに「動物殺処分ゼロ」を掲げており、令和3年度に初めて犬猫の殺処分ゼロを達成した後、現在も維持しています。

令和5年度には、ミルクボランティア活動を含む犬猫の一時預かりや地域猫活動等に協力する動物愛護サポーターの活動支援を開始し、令和6年度からは、動物愛護に特化した寄附金を募り、動物愛護管理センターの施設改修など様々な問題を検討していく取組も、新たに開始する予定です。

動物愛護への関心が高まっている中、人と動物のより良い共生社会を実現するために、鹿児島市の獣医師として、一緒にチャレンジしてくださる方をお待ちしています。



主な業務② 食品衛生係

概要

食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律等の法令に基づき検査・指導を行う。



やること

- 食品に起因する危害の発生を防止するため、食品関係営業施設に対する監視指導を行う
- 食品衛生に関する啓発活動
- 食中毒調査、収去検査、買い上げ検査
- 食鳥処理施設の許可、大規模食鳥処理場における外部検証、食鳥処理施設の衛生監視指導

担当者談

主に公衆衛生学、微生物学等で身に付けた知識を生かして仕事を行っています。
鹿児島市の食の安全を守る大切な業務を任されていると感じています。



主な業務③ 医務薬務係

概要

医療法、薬機法等の法令に基づき検査・指導等を行う。

やること

- 医療施設の開設・変更に対し、許可や届出の受理を行う
- 薬局や医薬品販売業の許認可や毒物劇物販売業の登録等を行う
- 病院や薬局等が、法令に規定された設備等を有し、適正に管理されているか検査する
- 救急医療市民講座、医療従事者の免許申請の受付、各種統計調査など

担当者談

鹿児島市内の病院や薬局等の立入検査を行うため、外勤が多いです。
法令に基づき検査・指導等を行うため、専門的な知識が必要となる仕事です。
市民の健康を守るため、医療施設の衛生面、安全面の確保に努めています。



職員からひとこと！



生活衛生課では、獣医師以外にも、薬剤師や食品・環境衛生監視員など、様々な知識や経験を持った職員が活躍しています。

獣医師として、鹿児島市の人や動物のために、私たちと一緒に働きませんか？

